

お預りサービス利用規定

第1条（この規定の取引における契約の成立）

当行はお客さまからこの規定の取引に係る、当行所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、この規定の取引に係る契約が成立するものとします。

第1条の2（ご利用目的）

預金入金、振込、各種料金の払込等に必要な通帳、払出票、小切手等を封入した「お預りサービス専用袋（以下専用袋という）」をお取引店の窓口で指定の時刻までにお預りし、当行は当日又は指定日に所定の事務処理を行います。

第2条（お預りできるもの）

本サービスは、事業所単位で受けるものとし、次のものをお預りいたします。

- (1) 預金に受入れることのできる現金、小切手・手形等の有価証券類。
- (2) 振込（総合振込、給与振込）、代金取立。
- (3) 税金、公共料金、その他諸料金の払込。
- (4) 現金支払、両替、いずれも当日15：00まで受け取れるもの。
- (5) 上記事務処理に必要な通帳、現金、預金請求書、小切手、振込依頼書等。

第3条（お預りできないもの）

納付期限切れの払込、融資、ローン等申込書類、通帳紛失届、改印届等は、お預りできません。

第4条（専用袋の種類）

専用袋は当日用と予約用の二種類といたします。指定日が異なるものを一つの袋に入れることはできません。

第5条（お預りサービス明細票）

「お預りサービス明細票」に専用袋の封入物の明細を指定日毎に別々に記入して下さい。「お預りサービス明細票」に現金がある場合は、金額を記入して下さい。その他の明細は件数のみ記入して下さい。

第6条（専用袋等の授受）

専用袋は「お預り証」を発行のうえお預りします。処理済の専用袋、通帳等をお返しするさいは「お預り証」を回収いたします。

第7条（お預り証）

- (1) お預り証は当行担当者の受領を証する認印を押してお渡します。担当者印のないお預り証は無効です。
- (2) お預り証は処理が完了しましたうちは以後無効とします。
- (3) お預り証は他人に譲渡又は質入できません。

第8条（預金等の受入処理）

入金票、振込票等に記載された金額が当行で確認した現金、有価証券類の金額と相違している場合には、当行で確認した金額によるものとします。

第9条（お取引内容の確認）

お取引内容については速やかに通帳、領収書等でご確認下さい。万一当行処理にご不審の点がありましたらご照会下さい。

第10条（解約等）

お預りサービスの取扱いは利用者又は当行の都合によりいつでも中止又は解約することができます。この場合には専用袋を直ちに当行へ返却するものとします。

第11条（規定の変更）

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。

- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以上

(2020年4月1日現在)